

第3章



基本理念と施策体系

- 1 基本理念
- 2 施策体系

3 基本理念と施策体系

国は、基本指針において、第6期（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、令和22（2040）年等の中長期を見据え、介護サービス基盤を計画的に整備することとしています。

区では、これらの国の動きと区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョン、前計画における目標や具体的な施策等を踏まえ、本計画の基本理念を「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」と定め、それに関連する施策を体系化しました。

基本理念

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンを実現するため、前計画に引き続き、基本理念を「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」と決めました。

施策体系

基本理念を実現するため、基本方針、3つの目標、6つの施策の柱からなる施策体系を示しています。高齢者が年齢を重ねても、地域の支え合いの中で健康で自立した生活を送ることができるよう、施策体系に基づき取組を進めていきます。

1 基本理念

高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

前計画では、区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」において区の将来像を政策分野別に具現化したあるべき姿である9つのまちづくりビジョンのうち、「安心の福祉・介護」ビジョンと「豊かな健康長寿社会」ビジョンを一体的かつ総合的に実現していくため、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」を基本理念としていました。

本計画においても、引き続き、この基本理念の実現をめざし、区民が尊厳を保ち、その能力に応じて、自分らしく自立した生活が営めるよう、地域の実情に応じた包括的な支援体制の充実に努めていきます。

2 施策体系

(1) 基本方針と目標

板橋区版A I Pは、国が掲げる地域包括ケアシステムを区として推進するとともに、保健福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」の将来像として掲げている地域共生社会の実現に資するものです。

板橋区版A I Pの深化・推進が、地域包括ケアシステムの構築、ひいては地域共生社会の実現につながるものであることから、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進～板橋区版A I Pの深化・推進～」を基本理念の実現に向けた基本方針として定めるとともに、3つの目標を設定します。

基本方針

地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ～板橋区版A I Pの深化・推進～

目標 1 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢期を迎えても生きがいを持って人生を送ることができるように、介護予防と健康づくりを推進し、また、地域活動等に参加できる環境を整えることで、一人ひとりが地域社会の担い手として活躍できるように支援していきます。

目標 2 地域で互いに支え合い、尊重し合う社会の実現

複雑化・複合化する高齢者の多様なニーズを解決するために、認知症施策や見守り支援の充実、地域包括支援センターの機能強化等を図り、地域の多様な主体が互いに連携しながら支え合い、尊重し合う地域共生の取組を進めていきます。

目標 3 高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、サービス基盤の整備・充実、介護保険事業の適正な運営等を図り、持続可能な生活基盤の構築を進めていきます。

(2) 3つの目標と6つの施策の柱

目標1：介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

施策の柱①：生きがいつくりと社会参加の促進

施策の柱②：自立支援、介護予防又は重度化防止の推進

施策の柱① 生きがいつくりと社会参加の促進

人生100年時代に向けて、年齢にとらわれず、生き生きとした生活を送れる社会を実現するために、一人ひとりが地域とのつながりを保ちながら社会で役割を持って活動できるよう、多様な就労・社会参加を促進する環境の整備を進めていきます。

施策の柱② 自立支援、介護予防又は重度化防止の推進

高齢期においても尊厳を保持し、人生を送ることができるように、自立支援、介護予防又は重度化防止の推進を前提とした、予防・健康づくりを強化して、健康寿命の延伸を図る必要があります。介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業について、ポストコロナ時代における社会生活の変化を踏まえ、課題の把握及び対応策の検討を行い、取組を推進していきます。

また、保健事業との連携を踏まえ、高齢者に対する個別支援及び医療専門職による通いの場等への積極的関与等の双方を、事業の充実等を図りながら実施します。

目標2：地域で互いに支え合い、尊重し合う社会の実現

施策の柱③：多様な主体が支え合うまちづくり

施策の柱④：高齢者の見守り支援の充実

施策の柱③ 多様な主体が支え合うまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが重要となります。支え合い・助け合いの意識を醸成し、互助、共助のつながりを大切にするとともに、行政や関係機関、地域で活動する支援者が互いに連携しながら、多様な主体が支え合うまちづくりを推進していきます。

施策の柱④ 高齢者の見守り支援の充実

高齢化の進行により、孤立する高齢者や認知症高齢者が増加し、見守り支援に対するニーズが高くなっています。区の各種見守り関連事業に加え、住民同士のつながりによる地域の見守りや民間事業者との連携・協働により、高齢者を重層的に見守り、支えていく体制の構築に取り組んでいきます。

目標3：高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備**施策の柱⑤：在宅生活を支える介護基盤の整備****施策の柱⑥：持続可能な介護保険事業の運営****施策の柱⑤ 在宅生活を支える介護基盤の整備**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定したサービスを提供するための地域密着型サービス等の介護基盤の整備が必要となります。

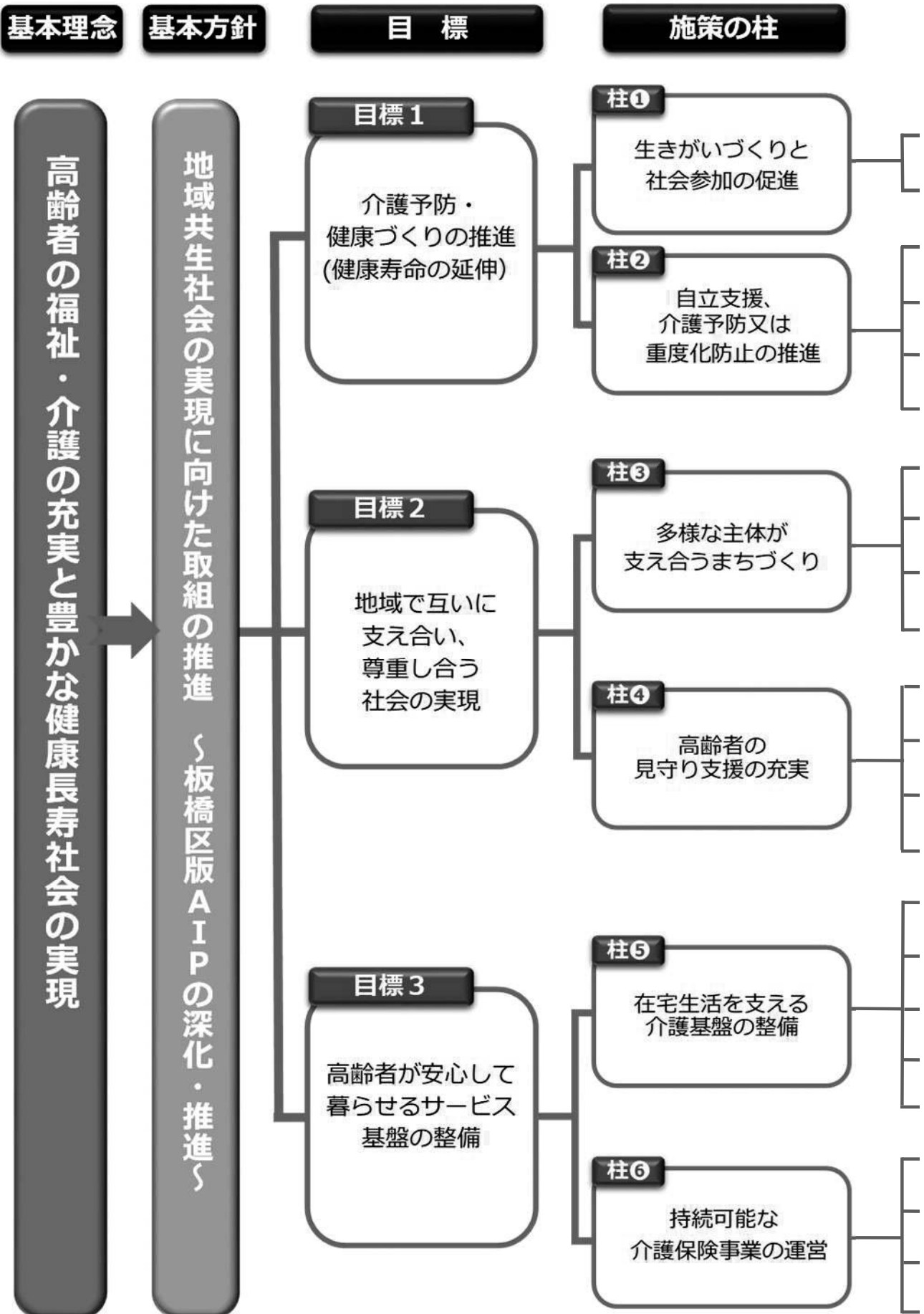
区の実情に応じた整備とするため、中長期的な視点から人口動態や介護ニーズを適切に捉えるとともに、区内の介護サービス事業所や地域の関係者との連携を密にとり、将来にわたり持続可能な介護基盤の構築を進めていきます。

また、医療・介護の関係機関や専門職との連携により、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための体制づくりを進め、切れ目のない在宅医療と介護の連携の実現をめざします。

施策の柱⑥ 持続可能な介護保険事業の運営

高齢者の生活の支えとして不可欠な介護保険制度の中で、要介護状態等の軽減・重度化の防止といった制度の理念を堅持し、国の制度に沿って必要なサービスを適切に提供していくため、高齢化の進行がピークを迎え、介護ニーズの増大と介護人材の不足が全国的に見込まれる令和22（2040）年を見据え、介護人材の確保と介護現場の負担軽減の取組等を推進し、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。

(3) 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 の体系図



板橋区版AIPの主な取組と関連施策

シニア世代の社会参加・活動支援 (シニア世代活動支援プロジェクトの推進)	P.96	AIP 6
高齢者の就業支援 (シニア世代活動支援プロジェクトの推進)	P.97	AIP 6
住民主体のサービス (介護予防・生活支援サービス事業)	P.63	AIP 1
地域リハビリテーション活動支援事業 (一般介護予防事業)	P.63	AIP 1
リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業 (一般介護予防事業)	P.64	AIP 1
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	P.71	AIP 2
生活支援体制整備事業	P.65	AIP 1
板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、 東京都健康長寿医療センターとの連携強化	P.76	AIP 3
地域包括支援センター (おとしより相談センター) の機能強化	P.85	AIP 5
成年後見制度利用促進 (板橋区成年後見制度利用促進基本計画2026)	P.131	成年後見
認知症サポーター・チームオレンジ等活動支援	P.75	AIP 3
高齢者見守り調査事業	P.79	AIP 4
緊急通報システム事業	P.80	AIP 4
見守り地域づくり協定	P.80	AIP 4
療養相談室	P.69	AIP 2
医療・介護連携情報共有システム	P.69	AIP 2
多職種による会議・研修	P.70	AIP 2
地域密着型サービスの整備	P.83	AIP 5
(再掲) 地域包括支援センター (おとしより相談センター) の機能強化	P.85	AIP 5
(再掲) 住民主体のサービス (介護予防・生活支援サービス事業)	P.63	AIP 1
(再掲) 地域密着型サービスの整備	P.83	AIP 5
介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減	P.87	AIP 5
介護給付適正化に向けた取組	P.91	AIP 5

板橋区版AIPの

重点分野

① 総合事業/
生活支援体制
整備事業

② 医療・
介護連携

③ 認知症施策

④ 住まいと
住まい方

⑤ 基盤整備

⑥ シニア
活動支援

⑦ 啓発・広報

※各事業の右端の「AIP」表示は、表右部の「AIPの重点分野」の番号と対応する。

(4) SDGs (Sustainable Development Goals) とのつながり

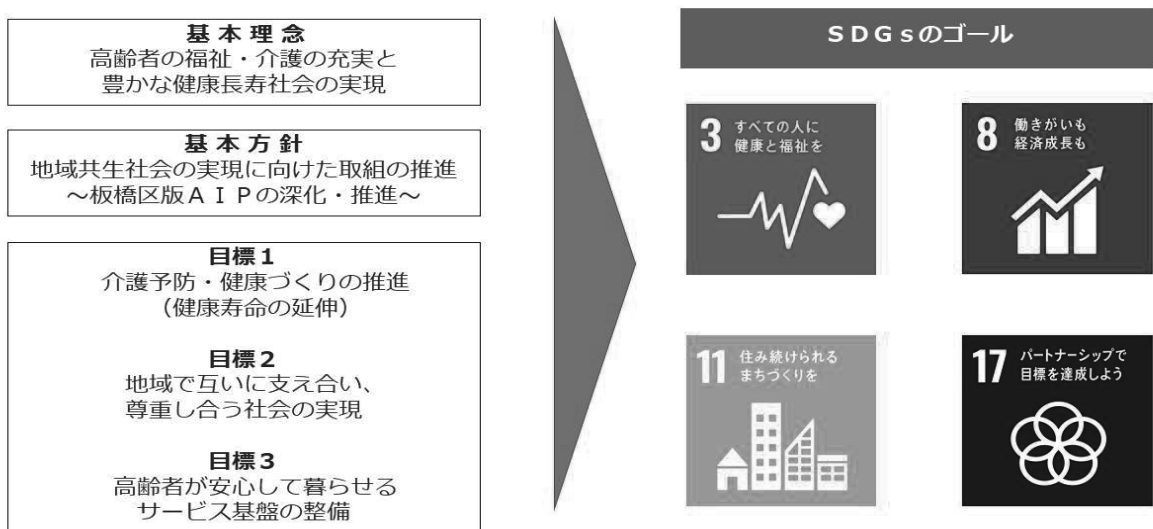
SDGs (持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。

SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、我が国でも積極的な取組が進められています。

SDGs はグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取組が不可欠です。

これまで区は、「いたばし No. 1 実現プラン 2025」の重点戦略として、SDGs 戦略を位置づけ、誰一人取り残さない安心・安全なまちの実現をめざして、様々な取組を推進してきました。

また、令和 4 (2022) 年 5 月には、SDGs 達成に向けた取組を積極的に進める自治体として、内閣府により「SDGs 未来都市」に選定されたことから、本計画においても、SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点をより一層強め、多様な主体による「パートナーシップ」の構築の推進を加速させることにより、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」をめざします。



【SDGs 17 のゴール】

